

全建事発第 118 号
令和 2 年 11 月 16 日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人全国建設業協会
専務理事 山崎 篤 男

賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律の一部の施行等について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律が令和 2 年 6 月 19 日に公布され、法の一部の規定が同年 12 月 15 日から施行されることに伴い「サブリース事業に係る適正な業務のためのガイドライン」等が公表されたところですが、本ガイドラインにおいて、賃貸住宅の建設請負等の際にマスターリース契約の締結をオーナーに勧める建設業者も勧誘者に該当し、本法の規制の対象となることから、別紙のとおり、国土交通省より本会に対し周知依頼がありました。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、本件について、貴会会員企業の皆様に対して周知賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

以 上

(添付資料)

- ・ 国土交通省通知文
- ・ (参考) 法の概要及びガイドラインのポイント

担当：事業部 堤

TEL：03-3551-9396

FAX：03-3555-3218

e-mail：jigyo@zenken-net.or.jp